

発委第4号

発案書

可児市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の事件について、別紙のとおり発案する。

令和元年6月20日提出

提出者 可児市議会議会運営委員会

委員長 伊藤 健二

可児市議会議長 澤野 伸 様

可児市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

可児市議会会議規則（昭和58年可児市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前						改正後					
別表（第166条関係）						別表（第166条関係）					
名称	目的	構成員	招集権者	会議の公開・非公開の別	会議の録作成	名称	目的	構成員	招集権者	会議の公開・非公開の別	会議の録作成
(略)						(略)					
議会報告会実施会議	議会報告会の運営上必要と認める事項について協議、調整、意見交換等を行う。	副議長、常任委員会、議会運営委員会の委員長及び議会広報特別委員長	副議長	公開	議会概要作成	広報広聴協議会	議会の広報広聴に関する事項について協議、調整、意見交換等を行う。	議長を除く全議員	副議長	公開	議会概要作成
地域課題懇談会実施会議	地域課題懇談会の運営上必要と認める事項について協議、調整、意見交換等を行う。	常任委員会、議会運営委員会及び議会広報特別委員会の副委員長	議会運営委員会委員長	公開	議会概要作成	広報部会	議会の広報に関する事項について協議、調整、決定等を行う。	議長を除く全議員	広報部長	公開	議会概要作成
						広聴部会	議会の広聴に関する事項について協議、調整、決定等を行う。		広聴部長	公開	議会概要作成
						広報広聴運営会議	議会の広報広聴に関する会の運営上必要と認める事項について協議、調整、決定等を行う。	副議長並びに広報部会長及び広聴部会の正副部長	副議長	公開	議会概要作成
(略)						(略)					

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の可児市議会会議規則の規定は、公布の日以後初めて行われる一般選挙により選出される議員の任期の始まる日から適用する。